

草 幼 発 第 2 8 2 8 号
令 和 3 年 9 月 1 0 日

保護者各位

草津市子ども未来部
幼児課長 山際 喜一郎
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症にかかる「緊急事態宣言」の延長に伴う今後の対応について (通知)

日頃は、本市就学前教育・保育に格別の御理解・御協力をいただき厚く御礼申し上げます。
さて、本市では、滋賀県下における新型コロナウイルス感染症にかかる「緊急事態宣言」の発令に伴い、8月27日から9月12日まで、「家庭保育の協力」要請を行っておりますが、「緊急事態宣言」が9月30日まで延長されたことから、今後の就学前教育・保育施設での対応につきまして、引き続き下記のとおりとさせていただきますので、御理解・御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 家庭での保育の協力についてのお願い

「緊急事態宣言」発令中は、可能な方につきましては家庭での保育に御協力ください。その間、長期欠席を理由に施設を退園となることはありません。

1) 保育所・認定こども園 (保育認定) 等への「家庭保育の協力」要請について

市立保育所・認定こども園 (保育認定) および私立認可保育施設については、通常通り開園 (所) しますが、「緊急事態宣言」発令中は、可能な範囲で「家庭保育の協力」をお願いいたします。

2) 保育料について

家庭保育に協力いただいた場合の保育料については、日数に応じて日割り対応を行います (還付を予定)。ただし、3歳児以上の園児については、保育料無償化のため、保育料の日割り対応はございません。

なお、確認・計算作業に時間を要するため、一旦通常どおりにお支払いいただいたのち、利用されていない日数を確認して計算し、改めて返金を行います。

3) 家庭保育の協力期間について

「緊急事態宣言発令期間中」(8月27日から9月30日まで)とします。

2 入所決定児(保育認定)にかかる育児休業復帰時期の延長について

入所月の翌月末までに就労復帰されない場合は、保育の必要性がないものとして

退園となるところですが、コロナウイルスの影響により育児休業復帰時期が延長となる

といった特例の御事情がある場合は、幼児課までお問い合わせください。

(育児休業の状況を確認するため、育児休業復帰時期が延長となることが証明された就労証明書等を提出いただくことがあります。)

【担当】草津市 子ども未来部 幼児課

○家庭保育の協力について

【指導研修係】 電話：077-561-6878

○保育料・育休復帰について

【入所・入園係】 電話：077-561-2365